

定 款

一般財団法人 日本退職公務員連盟

東京都文京区湯島 4 丁目 12 番 3 号

一般財団法人日本退職公務員連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本退職公務員連盟（以下「連盟」という）と称する。

(組織)

第2条 連盟は、この連盟の目的に賛同する都道府県退職公務員連盟（以下「単位連盟」という）で組織する。

連盟の会員は各県「単位連盟」を構成する個人会員とする。

(事務所)

第3条 連盟は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 連盟は、誰もが安心できる社会保障制度の構築を希求する。さらに、退職公務員が公務で培った知識と経験を活かして、公共の福祉の増進、生涯学習の推進、伝統文化の高揚等に寄与するとともに、会員の福利厚生の実現に努め、国際社会で信頼される国家、社会の構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 年金・高齢者医療・介護保険制度等に関する調査、研究
- (2) 年金・高齢者医療・介護保険制度等に関する研修、啓発、各制度の改善、構築をめざす活動
- (3) 福祉活動、子育て支援、伝統文化の伝承等に関する啓発、普及
- (4) 前各号を推進するために「退職公務員新聞」の発行及び配送
- (5) その他目的達成に必要な事業

2 前項の事業を、単位連盟と連携協力して全国で展開する。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 連盟の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産として寄附された財産

(2) 評議員会で基本財産に繰り入れることが決議された財産

2 基本財産は、連盟の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 連盟の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第9条 連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類を定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を受けなければならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第10条 連盟には、評議員31名以上40名以内を置くものとする。

(評議員の選任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別な関係のある者である評議員の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である評議員の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること

3 評議員は、この連盟の理事又は監事を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 13 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員並びに理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作

成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人がこれに記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第22条 連盟に次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上 22名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長は会長の職務を補佐するものとする。
- 4 専務理事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に基づく業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この連盟を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、連盟の業務の策定及びその業務の適正確保等に関し、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、連盟の業務を分担執行する。
- 5 会長及び副会長、専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) 連盟の業務及び財産の状況を監査すること

- (3) 理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

(役員等の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事及び監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において決議に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第 29 条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長経験者及び学識経験者のうちから若干名、理事会において任期を定め、たうえで選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の相談に応じるとともに、理事会から諮問された事項について意見を述べるることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 30 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開 催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 毎事業年度 2 回及び会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事により、会議の目的である事項を記載した書面により開催の請求があったとき

(招 集)

第 33 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときにはこの限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 24 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第4条及び第5条並びに第11条についても適用する。

(譲渡等)

第40条 連盟は、評議員会において、決議に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第41条 連盟は、基本財産の滅失による連盟の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第42条 連盟は、剰余金の分配をすることができない。

2 連盟が、清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第43条 連盟の事務を処理するために、この連盟に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 重要な使用人（事務局長等）の選任及び解任は理事会の決議による。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第44条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事・監事並びに評議員名簿
- (3) 認定・認可等及び登記に関する書類
- (4) 第9条に定める計算書類及び附属明細書
- (5) 監査報告

(6) その他法令で定める書類及び帳簿

第8章 情報公開及び公告の方法等

(情報公開)

第45条 連盟は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第46条 連盟は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(公告)

第47条 連盟の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(委任)

第48条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

【附則】

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 連盟の最初の評議員は、別紙1の評議員名簿のとおりとする。

4 この定款施行時における理事及び監事並びに最初の会長、副会長、専務理事は、別紙2の役員名簿のとおりとする。

別紙 1

評議員	木村 啓介
評議員	山内 英樹
評議員	金田一 勲
評議員	松田 至弘
評議員	山川 勇一
評議員	佐藤 静雄
評議員	信澤 雄一
評議員	貝塚 哲郎
評議員	藤田喜代子
評議員	大竹日出雄
評議員	三澤 弘毅
評議員	河合 常則
評議員	杉本 勇寿
評議員	蓮川 貢
評議員	長瀬 武司
評議員	西村 博
評議員	近藤 齊伸

評議員	福村 信義
評議員	平井 淳
評議員	川端 政義
評議員	土井 清司
評議員	島田 雅治
評議員	菱川 公資
評議員	杉山 武郎
評議員	石原 宣尚
評議員	西谷 靖
評議員	島内 貞夫
評議員	吉田 筑三
評議員	江頭 一水
評議員	野間 義幸
評議員	松本 雅義
評議員	長谷 昭一
評議員	有川 涉
評議員	新垣 淑輝

別紙 2

理 事 (会 長)	下条進一郎
理 事 (副会長)	加藤 春夫
理 事 (副会長)	大西 晏
理 事 (副会長)	荒井 修二
理 事 (専務理事)	矢部榮五郎
理 事	藤田 潤一
理 事	柏村 政
理 事	田中 一夫
理 事	高山寺静子
理 事	山本 昌夫
理 事	永野 昌一
理 事	水澤 潔
理 事	濱西 俊彦
理 事	和田 哲昭
理 事	森 二郎
理 事	松本 隆吉
理 事	鈴木日出男
理 事	小松 博則
監 事	市川 清洲
監 事	小林 茂